

消 規 第 711 号
令和 3 年 3 月 31 日

各 消 防 署 長 様

規 制 課 長
(担当：危険物)

震災時等における給油取扱所での緊急用ポンプの取扱いについて（通知）

給油取扱所において、震災時等に手動で緊急自動車等に給油を行うことができる緊急用ポンプについては、「給油取扱所における緊急用ポンプ等の取扱いについて」（平成 19 年 8 月 23 日付け消保第 444 号。以下「444 号通知」という。）により運用しているところですが、今般、電動式の緊急用ポンプの設置及び緊急自動車等以外の自動車等に給油したい旨の要望があり、過去の震災時等の状況等を勘案して、一定の構造を有するものであり、必要な安全対策を講じた場合は、震災時等での使用を認めることとし、その運用を次のとおり定めましたので、通知します。

なお、本件に関する手続きについては、大阪市危険物等規制規則（昭和 53 年規則第 106 号。以下「市規則」という。）第 2 条に規定する仮貯蔵・仮取扱い承認申請（以下「承認申請」という。）により行うこととします。

記

1 緊急用ポンプの定義

緊急用ポンプとは、震災時等において、給油取扱所の固定給油設備又は固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）が破損等により使用できない場合に、固定給油設備等に代えて自動車等に給油又は容器に注油することができる設備をいう。

2 緊急用ポンプの構造等

(1) 手動式緊急用ポンプ

ア 吸入ホース、ポンプ、給油（注油）ホース、給油（注油）ノズル等からなるもので、専用タンクの計量口、予備ソケット等（以下「計量口等」という。）に吸入ホースを挿入し、手動ハンドルによりポンプを駆動させ、専用タンク内の危険物を吸入し、給油ノズルから自動車等に給油するもの又は注油ノズルから容器に注油するものであること

イ 静電気対策として、アース線入りの吸入ホース及び給油ホースにより、吸入ホースから給油ノズルまでの間を電氣的に接続しているものであること

ウ 自動車等に給油するものについては、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）第 25 条の 2 第 1 項第 1 号イ、同項第 2 号イ、

ロ、二、同項第4号及び第25条の3の基準を満たすこと

エ 容器に注油するものにあつては、規則第25条の2第1項第1号ロ、同項第2号イ、ロ、二、同項第4号及び第25条の3の基準を満たすこと

(2) 電動式緊急用ポンプ

ア 吸入ホース、ポンプ、給油（注油）ホース、給油（注油）ノズル等からなるもので、計量口等に吸入ホースを挿入し、自動車等のバッテリーによりポンプを駆動させ、専用タンク内の危険物を吸入し、給油ノズルから自動車等に給油するもの又は注油ノズルから容器に注油するものであること。なお、ポンプを駆動させる電源にあつては、給油を受ける自動車等のバッテリーとすることはできないこと

イ 防爆構造のものであること

ウ 規則第25条の2第1項第5号の基準を満たすこと

エ その他構造等については、前号イからエによること

(3) 緊急用ポンプの仕様等は別添1「緊急用ポンプ仕様等」を参照すること

3 緊急用ポンプの使用条件、使用場所等

(1) 手動式緊急用ポンプ

ア 給油取扱所の被害の程度が、緊急用ポンプを使用する上で、安全性に影響のない場合に限り使用できるものであること

イ 使用場所は、給油空地又は注油空地（以下「給油空地等」という。）内とするとともに、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第1項第12号、第13号及び規則第25条の5第2項に定める間隔又は距離を確保すること。ただし、専用タンクが給油空地等以外の場所に設置されており、給油空地等内で使用することができない場合は、火災予防上支障がない場所に限り使用できるものであること（図1及び図2参照）

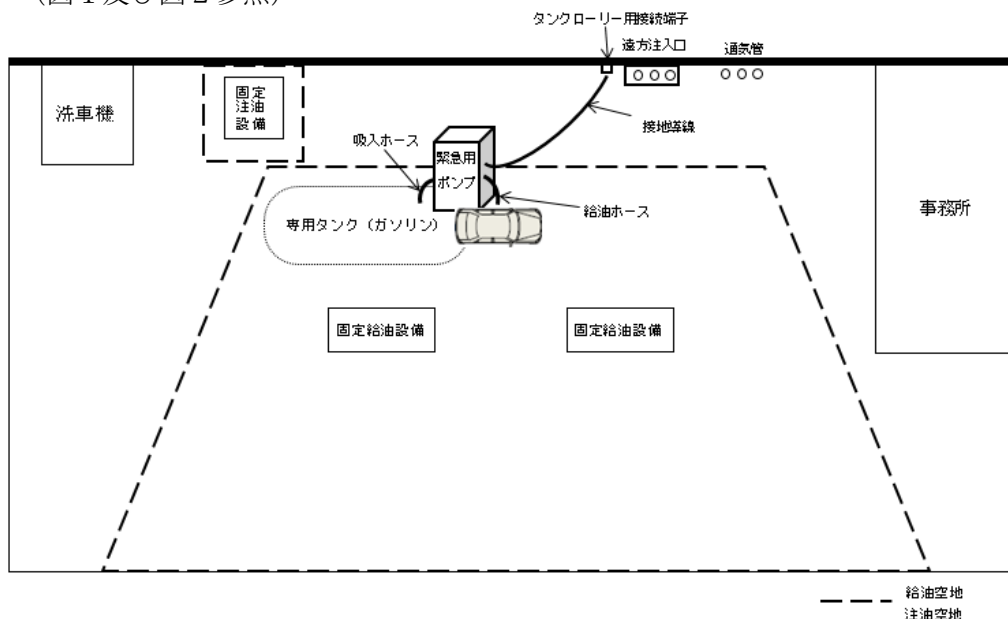


図1 専用タンクが給油空地等内に設置されている場合（例）

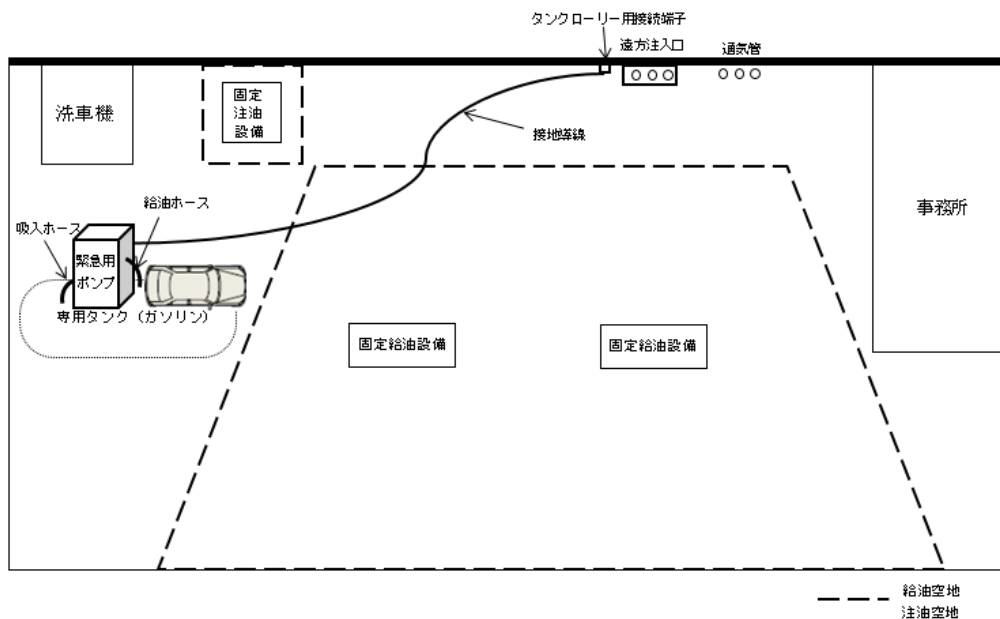


図2 専用タンクが給油空地等以外に設置されている場合（例）

(2) 電動式緊急用ポンプ

ア ポンプを駆動させる電源については、給油空地等及び大阪市危険物規制審査基準の別記4中、3の「危険場所の範囲の例」に定める部分（以下「危険場所」という。）以外に設置すること。ただし、自動車等の動線に影響が無い場所で当該電源の周囲に囲いを設ける等の安全対策を講じている場合は、この限りでない。（図3及び図4参照）

イ その他使用条件、使用場所等については、前号によること

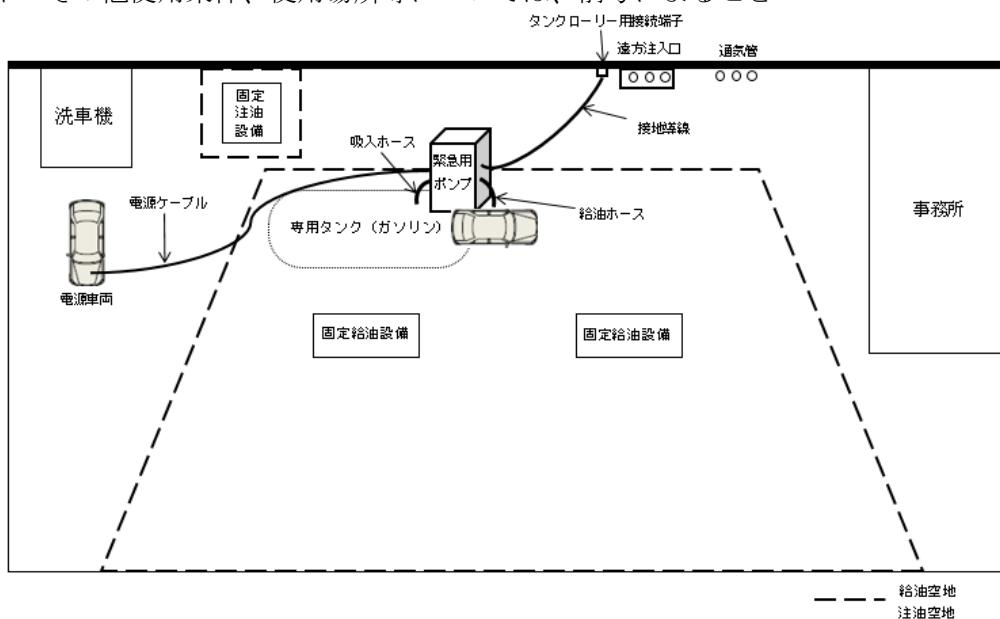


図3 電源が給油空地等及び危険場所以外に設置されている場合（例）

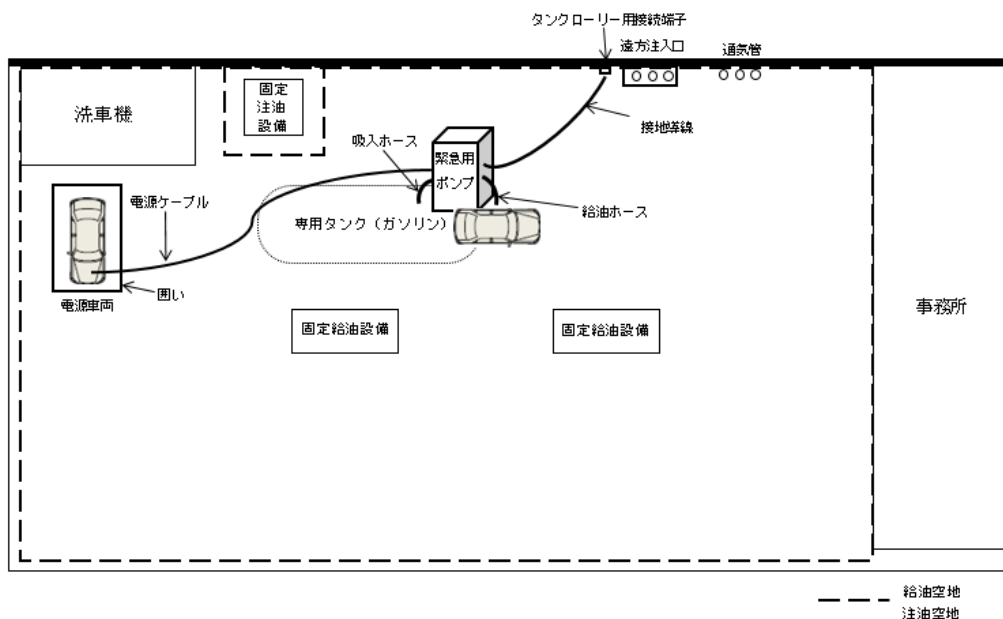


図4 電源が給油空地等内に設置されている場合（例）

4 安全対策

(1) 手動式緊急用ポンプ

- ア 操作については、ポンプ、給油（注油）ノズルそれぞれに1名以上の者が従事し、相互の連絡を密に行うこと
- イ 給油又は注油は、当該給油取扱所の従業員が行うこと。なお、免状を保有していない者が給油又は注油を行う場合は、甲種又は乙種第4類危険物取扱者が立ち会うこと
- ウ 油種を限定し、一の緊急用ポンプにより2以上の油種を給油しないこと
- エ 緊急用ポンプを使用する場所に、消火器を配備すること
- オ 静電気対策として、緊急用ポンプの接地導線を当該給油取扱所のローリー用接地端子等に接続し、接地すること
- カ 接地導線を延長する場合は、接続部分を絶縁テープ等で保護すること
- キ 接地導線上を自動車等が通過する場合は、接地導線に直接荷重がかからないよう措置を講じること
- ク 緊急用ポンプの吸入ホースは、専用タンクの計量口等に挿入するものとし、専用タンクに接続している配管の継手部を離脱して、吸入ホースを挿入しないこと
- ケ 専用タンクの計量口等に吸入ホースを挿入した際に生じる計量口等と吸入ホースとの間隙については、可燃性蒸気が放出しない措置を講じること
- コ 緊急用ポンプの吸入ホースを挿入する専用タンクの計量口等には、専用タンクに貯蔵されている危険物の品目を表示すること
- サ 緊急用ポンプの吸入ホース及び給油（注油）ホースは、当該緊急用ポンプ本体に確

実に緊結すること

シ 緊急用ポンプ、吸入ホース、給油（注油）ホース等に自動車等が衝突しないよう車両誘導を適切に行うこと

ス 給油又は注油を行う場合は、火花を発する機械器具の有無等周囲の安全を確認すること。なお、自動車等のエンジンを停止させること

セ 緊急用ポンプを撤収する際は、吸入ホース、ポンプ、給油（注油）ホース等の残油の抜き取りを行い、専用タンクの計量口等のふたを確実に閉鎖すること

(2) 電動式緊急用ポンプ

ア 電源ケーブルを延長する場合は、接続部分を絶縁テープ等で保護すること

イ 電源ケーブル上を自動車等が通過する場合は、電源ケーブルに直接荷重がかからないよう措置を講じること

ウ その他安全対策については、前号イからセによること

(3) その他

ア 緊急用ポンプを保管する場合は、定期的にメンテナンス業者の点検を受ける等により、適正に維持管理すること

イ 従業員に対して、操作等に係る教育訓練を行うこと

5 その他

(1) 緊急用ポンプの使用について、「「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの事務処理手引」の制定について」（令和元年 7 月 16 日付け消規第 312 号）に規定する別記第 1 号様式「危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画書」により、事前に計画する場合は、別添 2「仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）」により指導すること

(2) 本通知をもって、444 号通知を廃止する。なお、444 号通知により既に設置された緊急用ポンプにあっては、市規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更届出又は変更許可申請並びに予防規程の変更認可申請において安全が確保されているため、その内容に変更がない場合は承認申請の必要はないこと

(3) 本件内容について疑義が生じた場合は、規制課危険物担当と連絡を密にすること

文書名	危険物規制事務取扱通達
文書分類	款 2 項 7 目 3 節 3
保存期限	常用（一） 1 年未満

手動式緊急用可搬式ポンプ

震災等の災害時に緊急車両へ給油



●仕様

型 式	FF-1115		
使用液種	ガソリン灯油軽油	寸 法 (mm)	W474×H1103×D610(本体)
吐 出 量	15~20L/60r.p.m(手回し回転)	質 量 (kg)	約57
最大吸入揚程	4m(ガソリン柱)	標準 装 備	■ 吐出ホース : 2.5m(耐油、耐候性、アース線入り、着脱式)
ポ ン プ	内歯式サイレントギヤーポンプ		■ 吸入ホース : 4.5m(耐油、耐候性、アース線入り、着脱式)
表 示	機械式4桁 1~9999L(リセットボタン付き) 給油量表示		■ 吸入管 : 0.9m、外径φ30mm(突起部含む最大径φ35mm)
積 算 計	機械式7桁		■ 接地導線 : 10m(クリップ付)
設 置 環 境	気温: -20℃~+40℃ 湿度: 計量機外装部 100%・計量機内部 5%~95%		■ 検水棒 : 3.8m(収納時1.2m)
			■ メーターガード、ホース結束バンド、チョーク、油種ステッカー

- ① 本製品は、災害時などの緊急時に使用する製品で商取引には使用できません。
 ② 使用に際しては所轄消防署の指導に従ってください。
 ③ 油種の変更は行わないでください。火災や給油した車両のエンジントラブルの原因となります。
 ④ 本製品は、年一回程度の定期点検と作動確認をお奨めいたします。

△ この製品の取扱いについては、製品に添付されている取扱説明書等にしがってください。

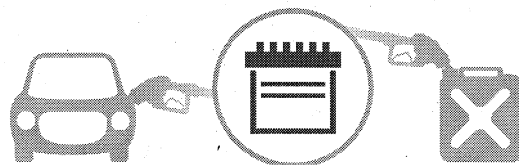
● 法規改正および製品の改良のため、このカタログに掲載されている仕様・デザインなどは予告なしに変更する場合があります。 ● 写真などは印刷のため商品の色と多少異なる場合があります。

緊急用バッテリー可搬式計量機



12V自動車バッテリーで給油!!

- 災害時の初期対応に最適 !!
- 疲れしらずの電動仕様 !!
- 電子カウンターで計量法対応 !!



TATSUNO First Aid

緊急用 バッテリー 自可搬式計量機



吸入ホース 4.5m
吸入管 0.9m

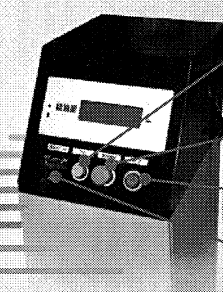
吐出ホース 2.5m

電源ケーブル 15m
※クリップ付き

接地導線 10m
※クリップ付き

ノズル掛け

■ シンプルな操作



フリーボタン(指定数量解除)
999Lまで任意量の給油が可能。
※フリーボタン→開始ボタンの2アクション

開始ボタン
給油を開始します。

終了ボタン
終了ボタンで給油完了。

電源スイッチ
キー式でON/OFF。

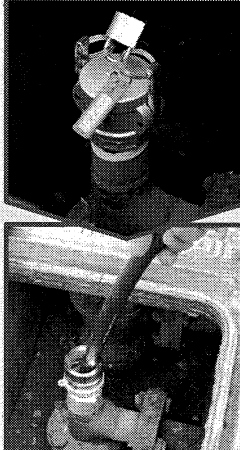
※数量指定給油の場合、数量は目安です。指定数量をオーバーする場合があります。

■ コンパクトに収納、設営・移動も容易

- ホースは着脱方式。各種ホース・ケーブル類は専用フックに収納。
- 大径車輪で移動や設営を迅速かつ容易に行えます。
- 地下タンク、ドラム缶の双方に対応した切替弁付き。
- 緊急車両への供給、商取引に用いることができます。
- 電源がない場合でも、手回しハンドルで給油が可能です。(オプション)

カムロックでセッティングも簡単 (別売)

マンホールを開け、カムロックのアームを操作するだけです。



設置工事が必要となります。

● 共通仕様

型 式	SS-3030-A01	寸 法 (mm)	W494×H1225×D725
使用液種	ガソリン・灯油・軽油	質 量 (kg)	約90
吐 出 量	20L/min	電源仕様	DC11.5～15.0V (操作回路・動力回路)
最大吸入揚程	4m (ガソリン柱)	消費電流	操作回路 1.5A (DC12V)
計 量 精 度	±5/1000 (検定公差内)	動力回路	13A (DC12V)
表 示	6桁0.01～9999.99L (文字高さ 35mm) 給油量表示	標準装備	■ 吐出ホース: 2.5m (耐油、耐候性、アース線入り、着脱式)
積 算 計	電子式: 10桁 (カウンターに表示) 99 999 999.99L		■ 吸入ホース: 4.5m (耐油、耐候性、アース線入り、着脱式)
管 理 計	電子式: 5桁 (カウンターに表示) 9 999.9L		■ 吸 入 管: 0.9m、外径φ30mm (突起部含む最大径φ35mm)
カウンター	マイコン式電子カウンター [表示部: LCD] [バックライト: LED] [文字色: 黒]		■ 電源ケーブル: 15m (クリップ付)
発 信 器	0.01L/バリス発信器		■ 接 地 導 線: 10m (クリップ付)
ポ ン プ	内歯式サイレントギヤーポンプ	オプション装備	■ 検 水 棒: 3.8m (収納時1.2m)
メ ー タ ー	4ピストン式容積型		■ 操作キー (計量機の電源ON/OFF、動作ロック)
モ ー タ ー	DC 12V 240W		■ ペーパーガード、リモコン、ホース結束バンド、チョーク
ノ ズ ル	II型オートノズル (アンカーパネ、ラッチ、シングルスイベル付き)		■ 油種ステッカー (4油種同梱: レギュラー・ハイオク・軽油・灯油)
設置環境	気温: -20℃～+40℃ 湿度: 計量機外装部 100%・計量機内部 5%～95%		ドラム缶用アダプター
			給油用手回しハンドル (手回し時は計量の数量表示がされません)
			専用ソフトカバー

● 注意事項

- ① 本製品は、災害時などの緊急時に使用する製品です。使用に際しては所轄消防署の指導に従ってください。
- ② 手回しハンドルでの給油時には、カウンターが作動しません。手回しハンドルでの給油の場合、商取引に用いることはできません。
- ③ 油種の変更は行わないでください。火災や給油した車両のエンジントラブルの原因となります。
- ④ 本製品は、年一回程度の定期点検と作動確認をお奨めいたします。

⚠ この製品の取扱いについては、製品に添付されている取扱説明書等にしてください。

● 法規改正および製品の改良のため、このカタログに掲載されている仕様・デザインなどは予告なしに変更する場合があります。● 写真などは印刷のため商品の色と多少異なる場合があります。

【仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）】

（給油取扱所において緊急用ポンプ（手動式）を使用して給油等を行う場合）

1 目的

震災時等に固定給油設備又は固定注油設備が破損し、給油又は注油作業が実施できなくなった場合に緊急用ポンプ（手動式）を当該ガソリンスタンドにおいて使用するために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

大阪市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇サービスステーション

3 仮貯蔵・仮取扱いで使用する部分の面積

約250 m²

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第4類第1石油類（ガソリン） 1日最大20,000リットル ※ガソリン使用時

第4類第2石油類（灯油） 1日最大5,000リットル ※灯油使用時

6 指定数量の倍数

100倍 ※ガソリン使用時

5倍 ※灯油使用時

7 構造

緊急用ポンプの構造は別添資料のとおり

8 使用場所

緊急用ポンプを使用する位置は、給油空地又は注油空地（以下「給油空地等」という。）内とするとともに、危険物の規制に関する政令第17条第1項第12号、第13号及び危険物の規制に関する規則第25条の5第2項に定める間隔又は距離を確保する。

9 取扱い方法

（1）緊急用ポンプによる給油又は注油は、当該給油取扱所の従業員が行う。なお、免状を保有していない者が給油又は注油を行う場合は、甲種又は乙種第4類危険物取扱者が立ち会う。

（2）緊急用ポンプごとに油種を限定し、一の緊急用ポンプより2以上の油種を給油しない。

10 安全対策

（1）操作については、ポンプ、給油（注油）ノズルそれぞれに1名以上の者が従事し、相互の連絡を密に行う。

（2）緊急用ポンプを使用する位置付近に消火器を配備する。

（3）緊急用ポンプの接地導線を当該給油取扱所のローリー用接地端子等に接続し、接地する。

（4）接地導線を延長する場合は、接続部分を絶縁テープ等で保護する。

（5）接地導線上を自動車等が通過する場合は、接地導線に直接荷重がかからないよう措

【仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）】

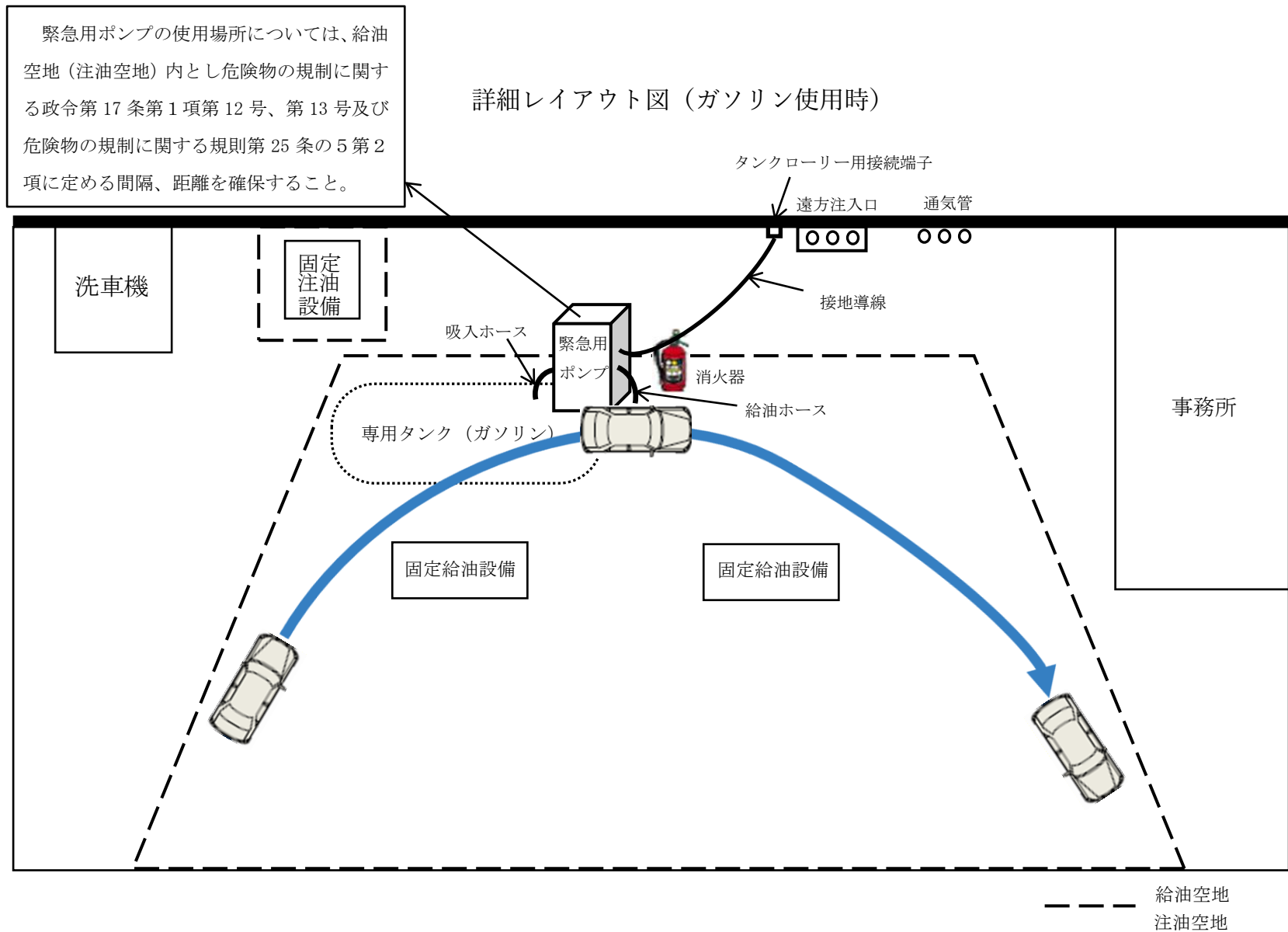
（給油取扱所において緊急用ポンプ（手動式）を使用して給油等を行う場合）

置を講ずる。

- (6) 緊急用ポンプの吸入ホースは、専用タンクの計量口等に挿入するものとし、専用タンクに接続している配管の継手部を離脱して、吸入ホースを挿入しない。
 - (7) 緊急用ポンプの吸入ホースを専用タンクの計量口等に挿入した場合、当該吸入ホースと計量口等との隙間から可燃性蒸気が放出しない措置を講ずる。
 - (8) 緊急用ポンプの吸入ホースを挿入する専用タンクの計量口等には、専用タンクに貯蔵されている危険物の品目を表示する。
 - (9) 緊急用ポンプの吸入ホース及び給油（注油）ホースは、当該緊急用ポンプ本体に確実に緊結する。
 - (10) 緊急用ポンプ、吸入ホース、給油（注油）ホース等へ自動車等が衝突しないように当該給油取扱所内の車両誘導等を適切に行う。
 - (11) 緊急用ポンプにより給油又は注油を行う場合は、火花を発する機械器具の有無等周囲の安全を確認するとともに、自動車等のエンジンを停止させる。
 - (12) 緊急用ポンプを撤収する際は、当該緊急用ポンプの吸入ホース、給油（注油）ホース等の残油の抜き取りを行い、専用タンクの計量口等のふたを確実に閉鎖する。
- 11 管理状況
- メンテナンス業者の点検を受ける等により、適正に維持管理する。
- 12 その他必要な事項
- 従業員等に対して、操作等に係る教育訓練を行う。

【仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）】

（給油取扱所において緊急用ポンプ（手動式）を使用して給油等を行う場合）



【仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）】

（給油取扱所において緊急用ポンプ（電動式）を使用して給油等を行う場合）

1 目的

震災時等に固定給油設備又は固定注油設備が破損し、給油又は注油作業が実施できなくなった場合に緊急用ポンプ（電動式）を当該ガソリンスタンドにおいて使用するために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

大阪市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇サービスステーション

3 仮貯蔵・仮取扱いで使用する部分の面積

約250 m²

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第4類第1石油類（ガソリン） 1日最大20,000リットル ※ガソリン使用時

第4類第2石油類（灯油） 1日最大5,000リットル ※灯油使用時

6 指定数量の倍数

100倍 ※ガソリン使用時

5倍 ※灯油使用時

7 構造

緊急用ポンプの構造は別添資料のとおり

8 使用場所

(1) 緊急用ポンプを使用する位置は、給油空地又は注油空地（以下「給油空地等」という。）内とするとともに、危険物の規制に関する政令第17条第1項第12号、第13号及び危険物の規制に関する規則第25条の5第2項に定める間隔又は距離を確保する。

(2) 緊急用ポンプの電源については、給油空地等及び可燃性蒸気が滞留する恐れのある部分以外に設置する。

9 取扱い方法

(1) 緊急用ポンプによる給油又は注油は、当該給油取扱所の従業員が行う。なお、免状を保有していない者が給油又は注油を行う場合は、甲種又は乙種第4類危険物取扱者が立ち会う。

(2) 緊急用ポンプごとに油種を限定し、一の緊急用ポンプより2以上の油種を給油しない。

10 安全対策

(1) 緊急用ポンプを駆動させる電源にあつては、給油を受ける自動車等のバッテリーを使用しない。

(2) 緊急用ポンプを使用する位置付近に消火器を配備する。

(3) 緊急用ポンプの接地導線を当該給油取扱所のローリー用接地端子等に接続し、接地する。

【仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）】

（給油取扱所において緊急用ポンプ（電動式）を使用して給油等を行う場合）

- (4) 接地導線、電源ケーブルを延長する場合は、接続部分を絶縁テープ等で保護する。
 - (5) 接地導線、電源ケーブル上を自動車等が通過する場合は、接地導線、電源ケーブルに直接荷重がかからないよう措置を講ずる。
 - (6) 緊急用ポンプの吸入ホースは、専用タンクの計量口等に挿入するものとし、専用タンクに接続している配管の継手部を離脱して、吸入ホースを挿入しない。
 - (7) 緊急用ポンプの吸入ホースを専用タンクの計量口等に挿入した場合、当該吸入ホースと計量口等との隙間から可燃性蒸気が放出しない措置を講ずる。
 - (8) 緊急用ポンプの吸入ホースを挿入する専用タンクの計量口等には、専用タンクに貯蔵されている危険物の品目を表示する。
 - (9) 緊急用ポンプの吸入ホース及び給油（注油）ホースは、当該緊急用ポンプ本体に確実に緊結する。
 - (10) 緊急用ポンプ、吸入ホース、給油（注油）ホース等へ自動車等が衝突しないように当該給油取扱所内の車両誘導等を適切に行う。
 - (11) 緊急用ポンプにより給油又は注油を行う場合は、火花を発する機械器具の有無等周囲の安全を確認するとともに、自動車等のエンジンを停止させる。
 - (12) 緊急用ポンプを撤収する際は、当該緊急用ポンプの吸入ホース、給油（注油）ホース等の残油の抜き取りを行い、専用タンクの計量口等のふたを確実に閉鎖する。
- 11 管理状況
- メンテナンス業者の点検を受ける等により、適正に維持管理する。
- 12 その他必要な事項
- 従業員等に対して、操作等に係る教育訓練を行う。

【仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）】

（給油取扱所において緊急用ポンプ（電動式）を使用して給油等を行う場合）

緊急用ポンプの使用場所については、給油空地（注油空地）内とし危険物の規制に関する政令第17条第1項第12号、第13号及び危険物の規制に関する規則第25条の5第2項に定める間隔、距離を確保すること。

詳細レイアウト図（ガソリン使用時）

